

資金決済に関する法律第20条1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成30年12月26日に取扱い（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

株式会社Y o s t a r

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

有償クリスタルのみ（異世界からのノノ）

○払戻しの申出期間

平成31年1月4日（金曜日）14時から平成31年4月4日（木曜日）14時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○申出の方法

<http://isekaikaranonono.jp/>
払戻申請フォームより申出票を送信

「異世界からのノノ」アプリゲーム内
払戻申請フォームより申出票を送信

○払戻しの方法

お客様にご指定いただいた銀行口座へ毎月末日本円で前払式支払手段有償残高相当額を振込みいたします。

振込手数料は国内海外いずれの場合も当社が負担します。

但し、海外送金の場合は、送金手数料以外に受取手数料、中継手数料、為替手数料等の支払いが発生する場合があります、これらの費用については当社では負担しかねます。

○払戻しに関する問い合わせ先
「異世界からのノノ」運営チーム
nonocs@yostar.co.jp

株式会社Y o s t a r
平成30年12月26日